

## 第3章 計画の推進

本推進計画の推進体制や進行管理は、基本計画第5章「計画の推進」に従って進めます。その概要は次のとおりです。

### 1 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、三重県環境保全推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的・計画的に推進します。この三重県環境保全推進委員会においては、ISO 14001 マネジメントシステムやグリーン購入の推進などに関する事項のほか、県が行う大規模な開発事業等に対する環境調整システムによる調整など、消費者・事業者としての県の取組を推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた諸施策の着実な実施と計画期間内の諸情勢の変化に柔軟に対応するため、計画の的確な進行管理を行います。また、数値目標の達成状況や各種施策の実施状況等を、毎年度、環境白書としてとりまとめ、関係機関に報告あるいは送付するとともに、その内容を公表することにより、県民の参加による計画の総合的な推進を図ります。

計画の推進体制と進行管理の体系は、次のとおりです。

